

研究インテグリティの確保に係る対応方針 (概要)



令和4年9月

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

研究インテグリティの確保に係る対応について

- 近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- 米国等主要国では、国際研究協力を重視・大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠に。
 - ➔ 2021年4月に決定した決定した政府方針に基づき、大学や研究機関における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保に向けた取組を行う。

国際的な動向

米 国

- 大統領府(政府)が、「国家安全保障大統領覚書第33号」(NSPM-33) (2021年1月公表)の実施ガイダンスを公表(2022年1月)。NSPM-33の主要な5分野である開示要件と標準化、永続的デジタルID、開示要件の違反に対する措置、情報共有、研究セキュリティプログラムについて詳細なガイダンスが記載されている。

英 国

- 研究連携アドバイsteam (RCAT) を設置 (2021年10月) ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) に設置された、大学向けの支援窓口。輸出管理規制、サイバーセキュリティおよび知的財産保護などの研究セキュリティ関連の課題に関して、専門的な助言を提供。

豪 州

- 政府・大学協会が、「オーストラリアの大学部門における外国の干渉に対抗するためのガイドライン(2019年11月公表)」を改定(2021年11月)。

統合イノベーション戦略2022

<守る>

- 国内での研究活動の国際化・オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの自律的確保に向けては、2021年4月に決定した政府方針について、これを国際的に調和しつつ、より実効性あるものとするため、アカデミアと政府の連携を強化するとともに、研究者、大学・研究機関、研究資金配分機関等の取組状況を調査し、フォローアップを実施した上で、更に必要な措置を検討する。
- 2023年に我が国がG7議長国となることを見据え、安全な国際研究協力を促すための研究セキュリティ・インテグリティの原則の作成等について、G7での議論に我が国が積極的に貢献。

研究インテグリティの確保に係る対応について

政府としての対応方針(2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定)

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による適切な情報開示

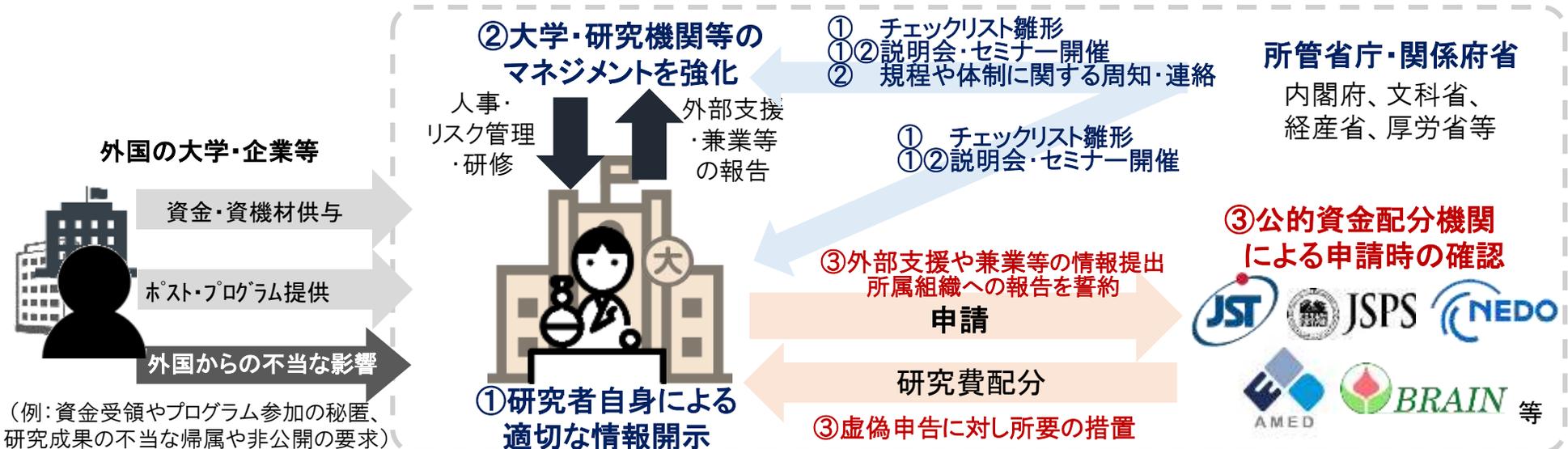
- 研究者、所属機関向けの**チェックリスト雛形**を作成、公表・配布【内、文科等】
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催【内、文科等】

②大学・研究機関等のマネジメントを強化

- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催【内、文科等】
- 関係の**規程や体制の整備に関する周知・連絡**【所管省庁】
(→ 令和4年度中にフォローアップを実施)

③公的資金配分機関による申請時の確認

- 競争的研究資金に関する**ガイドラインを改定** 2021年12月17日【内、関係省庁】
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、5年間の応募制限(2022年度の公募から反映)



競争的研究費事業の共通的なガイドライン改定の主なポイント

対象事業の範囲

- ・ 従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする
(参考: 制度数: 20件 → 100件)

提出を求める情報の範囲

- ・ 国外も含む外部からの支援(※1)や兼業等(※2)の情報の提出を求める
※1: 現在の他の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く)の応募・受入状況
※2: 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

- ・ 秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報は、産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(※3)のみ提出を求めるとともに、守秘義務を負う者のみで扱う
※3: 原則として共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額とエフォートに係わる情報のみ。ただし、当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができる。

寄附金等や資金以外の支援等の情報の扱い

- ・ 寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援(※4)等の情報について、所属機関に適切に報告している旨の誓約を求める
※4: 当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報を含む。

利益相反・責務相反に関する規程の整備や対応

- ・ 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性や、必要に応じて所属機関に情報の把握・管理の状況の確認を行うことがある方針を明確化

虚偽申告への対応

- ・ 公表、不採択・採択取消し、減額配分、5年間の応募制限とすることがある
(事実と異なる記載や、偽りその他不正な手段による受給への対応として、従来どおり)

実施時期

- ・ 令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する

(参考)研究インテグリティに関する検討会について

1. 検討会の目的・位置づけ:

研究活動の国際化、オープン化に伴い、利益相反・責務相反、科学技術情報の流出等の懸念が顕在化しつつある状況を踏まえ、内閣府委託調査事業の一環として、「研究インテグリティに関する検討会」を開催し、国の研究者や研究組織等が確保すべき研究インテグリティとそのための方針の在り方について検討。基本的な考え方の整理をR2年度末までに行う。

<参考>: 統合イノベーション戦略2020
(令和2年7月17日閣議決定)

(抜粋)

- 研究コミュニティが、外国からの不当な影響による、我が国の卓越した研究活動や、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念を認識した上で、研究の健全性・公正性(「研究インテグリティ」)を自律的に確保していく取組が重要となることから、その問題の明確化及び対処するための方策について、研究コミュニティの間で共通の理解が図られるよう、報告書の作成等に向けた検討・働きかけを実施。
- 外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件とし、政府資金が投入される研究を対象に透明性と説明責任を求めるとともに、虚偽申告等が判明した際の資金配分決定を取り消すなどの枠組みの具体策を検討し、所要の措置を講ずる。

2. メンバー:

○委員

白石 隆	熊本県立大学理事長(座長)
青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
浅島 誠	公正研究推進協会理事長、帝京大学学術顧問・特任教授
石塚 博昭	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)理事長
上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議有識者議員
岸 輝雄	東京大学名誉教授、前外務大臣科学技術顧問
里見 進	日本学術振興会(JSPS)理事長
角南 篤	政策研究大学院大学学長特別補佐、SciREXセンター長、客員教授
濱口 道成	科学技術振興機構(JST)理事長
松本 洋一郎	東京理科大学学長、外務大臣科学技術顧問
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター教授 (座長を除き五十音順)

○オブザーバー

秋山 憲孝	農業・食品産業技術総合研究機構(NARO)生物系特定産業技術研究支援センター(BRAIN)研究管理部長
真先 正人	日本医療研究開発機構(AMED)執行役

(参考)新たに求められる研究インテグリティについて

米国で確認された不適切な事例

①「千人計画」への関与についての虚偽申告

例:米司法省は、ハーバード大学化学・生物化学部長 チャールズ・リーバー教授(DOD、NIH の研究員も兼任)及び中国籍研究員2名を、中国「千人計画」への関与について調査中に虚偽の陳述を行った容疑で起訴。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢理工大や中国政府から月給5万ドル等を受領し、見返りとして武漢理工大の名義での論文発表などを求められたとされる。

※「千人計画」:中国人帰国政策の1つとして2008年に開始されたが、2011年より外国人も対象とし、多額の研究資金や給与等を提供することで、国外の優れた研究者を中国に招致し、国外の最先端技術等の入手を試みている。

②研究者の利益相反・責務相反の不適切な管理

例:カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究者が11年間NIHから1000万ドルの資金を受領していたが、同研究者の研究分野に特化している中国のバイオテック企業の設立者・主要株主であること、外国政府の人材登用プログラムに参加していたことなどを開示しておらず、利益・責務相反が適切に管理されていないことが明らかとなり、辞職。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

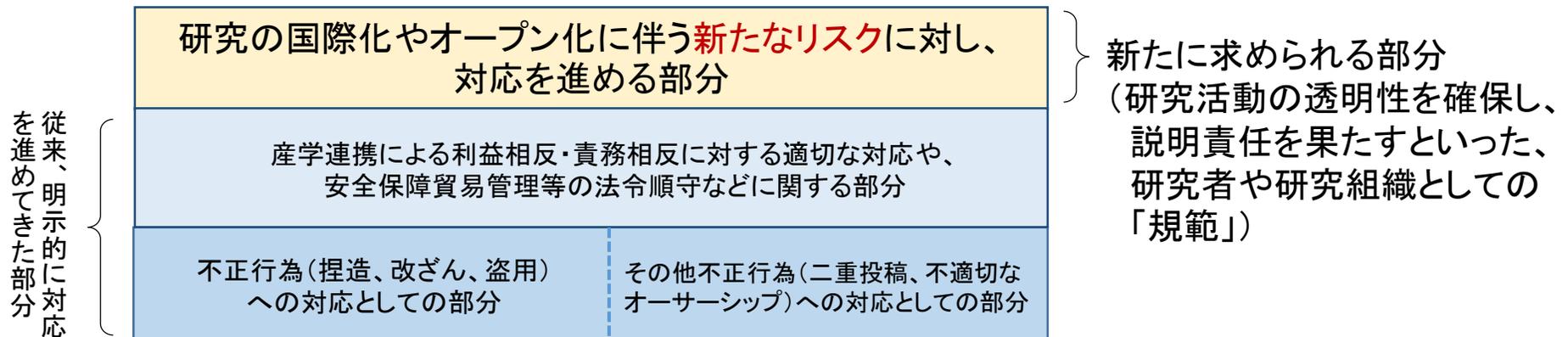


図 研究インテグリティ全体の構成

(参考)研究インテグリティに係る調査報告書提言(令和3年3月公表)

【研究者、大学・研究機関等、FAの対応の方向性】

研究者が守るべき規範

- 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識
- 自らの研究活動の透明性の確保、説明責任の必要性を理解
- 利益・責務相反、技術・情報流出の危険性と防止の重要性を認識

大学や研究機関等としての対応

● 人事・リスク管理のためのマネジメントを強化

- ・ 職歴・研究経歴
- ・ 兼業を含む全ての所属組織と役職 (海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む)
- ・ 海外を含む外部機関から供与された全ての資金や資金以外の支援
- ・ 自身が関与する全ての共同研究等の相手方や参画者の情報

公的研究資金を配分する場合のFAとしての対応

● 申請時に下記情報の提出を求める

- ・ 職歴・研究経歴
- ・ 兼業を含む全ての所属組織と役職 (海外の人材登用プログラムへの参加、名誉教授等含む)
- ・ エフォート管理に関わる、海外を含む外部機関から供与された全ての資金の受入れ状況 ※ 資金以外の支援の申告についても今後検討
- ・ 当該申請課題に関与する分担者・協力者に関する情報

● 申請時にその他情報の所属組織への報告について誓約を求める

(例：資金以外の支援の受入れ状況、当該申請課題に関与する研究者が別に行っている共同研究等の相手方や参画者の情報)

【政府の対応の方向性】

- 内閣府・文科省でチェックリスト雛形を作成・配布
- 説明会やセミナーの開催を通じた理解醸成
- 各大学や研究機関における研修の強化

大学や研究機関における規程や組織の整備

(文科省から各機関への周知・連絡を予定)

- 関係府省連絡会申合せにより、競争的資金に関するガイドライン等を改定
- 各FAにて公募要項や申請書類を改定
- 虚偽申告に対しては、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限等を課す